



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 規 則

所管課(室)名

○現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

人 事 課

## 規 則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月26日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第20号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年長崎県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p>

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

2及び3 略

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	168,200	205,900	231,300	251,900	292,100
	2	169,000	207,000	232,800	253,400	294,000
	3	169,800	208,000	234,300	254,800	295,900
	4	170,600	209,100	235,800	256,300	297,800
	5	171,300	209,800	236,400	256,800	298,800
	6	172,100	210,900	237,900	258,100	300,600
	7	172,900	212,000	239,200	259,100	302,400
	8	173,700	213,200	240,600	260,100	304,200
	9	174,400	213,800	240,800	260,700	304,600
	10	175,500	214,900	242,300	262,300	306,300
	11	176,600	216,000	243,100	263,200	307,600
	12	177,700	217,100	243,800	264,200	308,900
	13	178,700	217,800	244,200	264,400	309,400
	14	179,900	218,900	245,700	266,000	311,000
	15	181,100	219,900	246,100	267,200	312,300
	16	182,300	221,000	247,600	268,400	313,600
	17	183,000	221,800	247,700	268,700	314,200
	18	184,200	222,800	249,200	270,400	315,800
	19	185,400	224,000	250,200	271,800	317,300
	20	186,400	225,300	251,400	273,300	318,900
	21	187,200	226,100	251,600	274,500	320,000
	22	188,400	227,700	253,100	276,200	321,500
	23	189,600	229,300	254,600	277,600	323,000
	24	190,800	230,900	256,100	279,100	324,500
	25	191,500	231,700	256,600	280,200	325,900
	26	192,800	233,300	257,800	281,900	327,300
	27	194,100	234,900	258,900	283,100	328,700
	28	195,400	236,500	259,900	284,400	330,100
	29	196,200	236,700	260,500	285,400	331,000
	30	197,500	238,000	261,600	287,100	332,300
	31	198,800	239,100	262,600	288,800	333,600
	32	200,000	240,300	263,700	290,500	334,900
	33	200,400	240,900	264,100	291,400	335,900
	34	201,500	242,200	267,100	293,300	337,000
	35	202,600	243,500	267,400	295,200	338,100
	36	203,700	244,800	268,000	297,100	339,200
	37	204,600	245,300	268,300	298,100	340,000
	38	205,700	246,700	270,000	299,600	341,000
	39	206,700	248,100	271,400	301,200	342,000
	40	207,800	249,700	272,900	302,800	343,000
	41	208,600	249,900	274,000	304,000	343,500
	42	209,700	251,600	275,700	305,500	344,300
	43	210,800	253,300	277,100	306,900	345,100
	44	211,900	254,900	278,500	308,400	345,900
	45	212,600	255,400	279,700	309,000	346,400
	46	213,700	256,600	281,000	310,300	347,200
	47	214,800	257,800	282,300	311,600	348,000
	48	215,900	259,000	283,700	313,000	348,800
	49	216,800	259,700	284,800	313,900	349,400
	50	218,100	260,800	286,400	315,500	350,200
	51	219,300	262,000	288,000	317,000	351,000
	52	220,500	263,300	289,600	318,600	351,800
	53	221,100	263,700	290,900	319,600	352,400
	54	222,300	264,900	292,600	321,100	352,900
	55	223,800	266,200	294,500	322,600	353,400
	56	225,200	267,400	296,400	324,100	353,900
	57	226,000	268,100	297,900	325,300	354,500
	58	227,400	269,400	299,400	326,600	355,000
	59	228,800	270,600	300,900	327,900	355,500
	60	230,200	272,000	302,500	329,200	356,000
	61	231,600	273,700	303,700	330,200	356,600
	62	233,200	275,300	305,000	331,400	357,100
	63	234,800	276,600	306,400	332,600	357,600
	64	236,100	278,000	307,800	333,800	358,100
65	236,500	279,000	308,700	334,800	358,700	

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

2及び3 略

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	146,800	183,300	213,600	238,300	284,700
	2	147,600	184,600	215,100	239,800	286,600
	3	148,400	185,800	216,600	241,300	288,500
	4	149,200	187,000	218,100	242,800	290,400
	5	149,900	187,800	219,100	243,300	291,800
	6	150,700	189,200	220,600	244,800	293,600
	7	151,500	190,600	222,100	246,300	295,400
	8	152,300	192,000	223,600	247,800	297,200
	9	153,000	193,000	223,900	248,500	298,500
	10	154,100	194,400	225,400	250,100	300,200
	11	155,200	195,800	226,800	251,700	301,800
	12	156,300	197,200	228,300	253,200	303,500
	13	157,300	198,100	228,700	253,500	304,400
	14	158,500	199,500	230,200	255,100	306,000
	15	159,700	200,800	231,700	256,700	307,500
	16	160,900	202,100	233,300	258,300	309,100
	17	161,600	203,100	233,500	259,000	310,100
	18	162,800	204,600	235,000	260,700	311,700
	19	164,000	206,100	236,400	262,300	313,200
	20	165,000	207,600	237,800	264,000	314,800
	21	165,700	208,400	238,000	265,300	315,900
	22	166,900	210,000	239,500	267,000	317,400
	23	168,100	211,600	241,000	268,600	318,900
	24	169,300	213,200	242,500	270,300	320,400
	25	169,900	214,400	243,100	271,500	321,800
	26	171,200	216,000	244,600	273,200	323,200
	27	172,400	217,600	246,100	274,800	324,600
	28	173,700	219,200	247,600	276,500	326,000
	29	174,400	219,800	248,300	277,700	326,900
	30	175,400	221,500	249,800	279,500	328,200
	31	176,400	223,100	251,300	281,300	329,500
	32	177,300	224,800	252,800	283,100	330,800
	33	177,500	225,400	253,200	284,000	331,800
	34	178,700	227,100	254,800	285,900	332,900
	35	179,900	228,800	256,400	287,800	334,000
	36	181,100	230,600	258,000	289,700	335,100
	37	182,000	231,100	258,600	291,100	335,900
	38	183,300	232,700	260,300	292,900	336,900
	39	184,500	234,300	261,900	294,700	337,900
	40	185,700	236,000	263,600	296,500	338,900
	41	186,600	236,300	264,800	297,900	339,400
	42	188,000	238,000	266,500	299,700	340,200
	43	189,400	239,700	268,100	301,400	341,000
	44	190,800	241,400	269,800	303,200	341,800
	45	191,800	241,900	271,000	304,000	342,300
	46	193,200	243,500	272,700	305,600	343,100
	47	194,600	245,100	274,300	307,100	343,900
	48	196,000	246,700	276,000	308,700	344,700
	49	197,100	247,500	277,100	309,800	345,300
	50	198,600	249,100	278,900	311,400	346,100
	51	200,000	250,700	280,700	312,900	346,900
	52	201,400	252,300	282,500	314,500	347,700
	53	202,400	252,800	283,500	315,500	348,300
	54	204,100	254,400	285,400	317,000	348,800
	55	205,800	256,000	287,300	318,500	349,300
	56	207,500	257,600	289,200	320,000	349,800
	57	208,300	258,400	290,900	321,200	350,400
	58	209,900	260,000	292,700	322,500	350,900
	59	211,500	261,500	294,500	323,800	351,400
	60	213,100	263,100	296,300	325,100	351,900
	61	214,300	264,500	297,600	326,100	352,500
	62	215,900	266,100	299,300	327,300	353,000
	63	217,500	267,600	300,900	328,500	353,500
	64	219,100	269,200	302,600	329,700	354,000
65	219,600	270,300	303,700	330,700	354,600	

66	237,500	280,500	310,100	335,800	359,200	66	221,000	271,800	305,300	331,700	355,100
67	238,300	281,500	311,300	336,800	359,700	67	222,300	273,200	306,800	332,700	355,600
68	239,300	282,500	312,600	337,800	360,200	68	223,700	274,700	308,400	333,700	356,100
69	239,600	283,200	313,400	338,600	360,800	69	224,100	275,500	309,300	334,500	356,700
70	240,900	284,500	315,000	339,500	361,300	70	225,400	277,000	310,900	335,400	357,200
71	241,400	286,000	316,400	340,400	361,800	71	226,700	278,500	312,400	336,300	357,700
72	242,300	287,400	318,000	341,300	362,300	72	228,100	280,000	314,000	337,200	358,200
73	242,600	288,100	319,000	342,000	362,900	73	228,400	280,700	314,900	337,900	358,800
74	243,400	289,300	320,400	342,800	363,400	74	229,600	282,100	316,300	338,700	359,300
75	244,400	290,700	321,800	343,600	363,900	75	230,700	283,500	317,700	339,500	359,800
76	245,400	292,100	323,200	344,400	364,400	76	231,800	284,900	319,100	340,300	360,300
77	245,600	293,100	324,300	345,100	365,000	77	232,000	286,100	320,200	341,000	360,900
78	246,800	294,000	325,600	345,900	365,500	78	233,200	287,500	321,500	341,800	361,400
79	248,000	295,400	326,900	346,700	366,000	79	234,400	288,900	322,800	342,600	361,900
80	249,200	296,600	328,200	347,500	366,500	80	235,600	290,300	324,100	343,400	362,400
81	249,900	297,300	329,100	348,100	367,100	81	236,300	291,200	325,000	344,000	363,000
82	250,900	298,400	330,200	348,800	367,600	82	237,300	292,300	326,100	344,700	363,500
83	251,800	299,500	331,300	349,500	368,100	83	238,200	293,400	327,200	345,400	364,000
84	252,700	300,600	332,400	350,200	368,600	84	239,100	294,500	328,300	346,100	364,500
85	253,200	301,800	333,300	350,800	369,200	85	240,000	295,700	329,200	346,700	365,100
86	254,000	302,800	334,300	351,300	369,700	86	240,900	296,700	330,200	347,200	365,600
87	254,800	303,100	335,300	351,800	370,200	87	241,800	297,600	331,200	347,700	366,100
88	255,500	303,600	336,300	352,300	370,700	88	242,700	298,600	332,200	348,200	366,600
89	255,600	303,900	337,000	352,800	371,300	89	242,800	298,900	332,900	348,700	367,200
90	256,500	304,800	337,800	353,300	371,800	90	243,700	299,800	333,700	349,200	367,700
91	257,100	305,700	338,600	353,800	372,300	91	244,500	300,700	334,500	349,700	368,200
92	257,700	306,600	339,400	354,300	372,800	92	245,300	301,600	335,300	350,200	368,700
93	258,200	307,300	339,900	354,800	373,400	93	245,800	302,300	335,800	350,700	369,300
94	258,700	307,800	340,600			94	246,400	303,000	336,500		
95	259,100	308,200	341,300			95	247,000	303,600	337,200		
96	259,600	308,400	342,000			96	247,600	304,300	337,900		
97	259,700	308,500	342,300			97	247,700	304,400	338,200		
98	260,200	309,100	342,900			98	248,200	305,000	338,800		
99	260,400	309,700	343,500			99	248,600	305,600	339,400		
100	260,700	310,300	344,100			100	249,000	306,200	340,000		
101	261,000	310,900	344,600			101	249,400	306,800	340,500		
102	261,300	311,400	345,200			102	249,900	307,300	341,100		
103	261,600	311,900	345,800			103	250,300	307,800	341,700		
104	261,900	312,400	346,400			104	250,700	308,300	342,300		
105	262,200	313,000	346,600			105	251,000	308,900	342,500		
106	262,400	313,500	347,100			106	251,400	309,400	343,000		
107	262,700	313,900	347,600			107	251,800	309,800	343,500		
108	263,000	314,200	348,100			108	252,200	310,200	344,000		
109	263,300	314,400	348,400			109	252,500	310,300	344,300		
110	263,500	314,900				110	252,800	310,800			
111	263,700	315,400				111	253,100	311,300			
112	263,800	315,900				112	253,400	311,800			
113	263,900	316,000				113	253,500	311,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額					基準給料月額					
						円					
					250,000						円
											240,700

別表第6 (第6条関係)

別表第6 (第6条関係)

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

職員の 区分	職務 の級	調整基本額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1級	8,100円。ただし、1号給7,569円、2号給7,605円、 3号給7,641円、4号給7,677円、 5号給7,708円、6号給7,744円、 7号給7,780円、8号給7,816円、 9号給7,848円、10号給7,897円、 11号給7,947円、12号給7,996円、 13号給8,041円、14号給8,095円

職員の 区分	職務 の級	調整基本額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1級	8,100円。ただし、1号給6,606円、2号給6,642円、 3号給6,178円、4号給6,714円、 5号給6,745円、6号給6,781円、 7号給6,817円、8号給6,853円、 9号給6,885円、10号給6,934円、 11号給6,984円、12号給7,033円、 13号給7,078円、14号給7,132円、 15号給7,186円、16号給7,240円、 17号給7,272円、18号給7,326円、 19号給7,380円、20号給7,425円、 21号給7,456円、22号給7,510円、 23号給7,564円、24号給7,618円、 25号給7,645円、26号給7,704円、 27号給7,758円、28号給7,816円、

			29号給7,848円、30号給7,893円、 31号給7,938円、32号給7,978円、 33号給7,987円、34号給8,041円、 35号給8,095円
	略		略
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	略	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	略

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 条例第4条に規定する扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p> <p>3 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、一般職員の例による地域手当の級地の区分に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の8</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の4</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第4条の4第1号の規定に該当する職員（交通機関又は有料道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）支給単位期間につき、一般職員の例により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）の額に相当する額（以下この項及び次項にお</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 条例第4条に規定する扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。</u></p> <p>3 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第8条 地域手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、一般職員の例による地域手当の級地の区分に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) <u>6級地 100分の6</u></p> <p>(7) <u>7級地 100分の3</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 条例第4条の4第1号の規定に該当する職員（交通機関又は有料道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）支給単位期間につき、一般職員の例により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）の額に相当する額（以下この項及び次項にお</p>

て「運賃等相当額」という。)

(2) 略

(3) 条例第4条の4第3号の規定に該当する職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）一般職員の区分の例により、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で一般職員の例によるもののうち、条例第4条の4第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして一般職員の例による住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第4項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、一般職員の例により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等に相当する額（第4項において「特別料金等相当額」という。）

て「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして一般職員の例による額）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 略

(3) 条例第4条の4第3号の規定に該当する職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）一般職員の区分の例により、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして一般職員の例による額）を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額。）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で一般職員の例によるもののうち、条例第4条の4第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして一般職員の例による住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が一般職員の例による基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、一般職員の例により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得

<p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>3 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして定められる一般職員の例による住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して定められる一般職員の例による職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる一般職員の例による職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>5～7 略 （特地勤務手当等）</p> <p>第11条 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、一般職員の例による次の各号に掲げる公署（学校を含む。次条において同じ。）の級別区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）に、当該異動又は公署の移転の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第12条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の一般職員の例によるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して一般職員の例による基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して一般職員の例による基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の一般職員の例によるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の</p>	<p>た額)</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>3～5 略 （特地勤務手当等）</p> <p>第11条 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、一般職員の例による次の各号に掲げる公署（学校を含む。次条において同じ。）の級別区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該異動又は公署の移転の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第12条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の一般職員の例によるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して一般職員の例による基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して一般職員の例による基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると一般職員の例により認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p>
--	--

<p>直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して一般職員の例による基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると一般職員の例により認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略 (期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第4条、第5条、第7条、<u>第9条</u>及び第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>4 略 (期末手当)</p> <p>第19条 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日(条例第9条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>3 略 (勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第4条、第5条、第7条から<u>第9条</u>まで(第8条第1項を除く。)、第11条、第12条及び第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
---	--

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和5年長崎県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則 1~3 略</p>	<p>附 則 1~3 略 <u>(退職手当の特例)</u> 4 施行日以降に退職する職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例(昭和29年長崎県条例第8号。以下「<u>条例</u>」という。)及び改正後の規則に基づき計算した退職手当の額が、その職員が平成27年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基</p>

礎として、条例に基づき計算した退職手当の額（以下「改正前の退職手当の額」という。）に達しないこととなる場合は、当該職員の退職手当の額は、改正前の退職手当の額とする。

5. 前項の場合において、同項の同日における給料月額を、平成27年3月31日における給料月額に100分の97.5を乗じて得た額と、退職手当の調整額は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）第16条による改正前の条例第6条の4の規定により計算した額に100分の130を乗じて得た額として計算するものとする。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「第1条改正後の現業規則」という。）の規定は、令和6年4月1日（第1条改正後の現業規則第19条第1項、第2項及び第20条第1項の規定にあっては、令和6年12月1日）から適用する。

（給与の内払）

3 第1条改正後の現業規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の現業規則の規定による給与の内払とする。

（退職手当の特例）

4 施行日以降に退職する職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号。以下「条例」という。）及び改正後の規則に基づき計算した退職手当の額が、その職員が平成27年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、条例に基づき計算した退職手当の額（以下「改正前の退職手当の額」という。）に達しないこととなる場合は、当該職員の退職手当の額は、改正前の退職手当の額とする。

5 前項の場合において、同項の同日における給料月額は、平成27年3月31日における給料月額に100分の97.5を乗じて得た額と、退職手当の調整額は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）第16条による改正前の条例第6条の4の規定により計算した額に100分の130を乗じて得た額として計算するものとする。

（第2条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則に係る令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「第2条改正後の現業規則」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第2項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とする」とする。

（第2条改正後の現業規則に係る令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

7 令和10年3月31日までの間における現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎県条例第47号）第4条の2で規定する地域は、附則別表第1に掲げる地域とし、同項の公署は、附則別表第2に掲げる公署とする。

8 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額を、第2条改正後の現業規則第8条第1項の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額合計額に、次に掲げる地域手当の級地の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 20パーセント級地 100分の20

(2) 16パーセント級地 100分の16

(3) 15パーセント級地 100分の15

- (4) 14パーセント級地 100分の14
- (5) 13パーセント級地 100分の13
- (6) 12パーセント級地 100分の12
- (7) 11パーセント級地 100分の11
- (8) 10パーセント級地 100分の10
- (9) 9パーセント級地 100分の9
- (10) 8パーセント級地 100分の8
- (11) 7パーセント級地 100分の7
- (12) 6パーセント級地 100分の6
- (13) 5パーセント級地 100分の5
- (14) 4パーセント級地 100分の4
- (15) 3パーセント級地 100分の3
- (16) 2パーセント級地 100分の2
- (17) 1パーセント級地 100分の1

9 前項の級地は、附則別表第1及び附則別表第2に定めるとおりとする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

10 第2条改正後の現業規則第10条第3項及び第12条の2第3項の規定は、令和7年4月1日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(特勤勤務手当等の支給に関する経過措置)

11 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後の現業規則第11条並びに第12条第2項の規定を適用する。

附則別表第1（附則第7項及び附則第9項関係）

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	20パーセント級地
大阪府	大阪市	16パーセント級地
福岡県	福岡市	9パーセント級地
長崎県	長崎市	2パーセント級地

備考

1 この表に掲げるもののほか、地域手当の支給地域及び支給区分については、人事院規則9-49-57附則別表第1を準用する。

2 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日（長崎市にあっては、平成17年1月3日）においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附則別表第2（附則第7項及び附則第9項関係）

所在地	支給公署	支給区分
長崎県長崎市蚊焼町721	鶴南特別支援学校	2パーセント級地
長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21	長崎高等技術専門校	2パーセント級地
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1	学事振興課（長与町駐在）	2パーセント級地

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通 (八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
印刷人  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥  
クイックプリント